

主 眼 事 項	着 眼 点
<p><b>【障害児（者）施設関係】</b></p> <p>1 法人及び施設の適正な運営管理の確保 （会計経理）</p> <p>（施設の運営管理）</p> <p>2 防災対策の充実強化</p> <p>3 地域福祉への積極的なアプローチ</p> <p>4 適切な利用者支援の確保</p>	<p>(1) 会計処理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。  ア 保険医療機関である診療所を設置している場合等の施設会計区分と診療所特別会計との経費の按分は適正に行われているか。  また、診療所特別会計の経費は、本部会計区分を経て施設会計区分に繰入れているか。  イ デイサービス会計区分等と施設会計区分との経費按分は適正に行われているか。  ウ 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）を行っている施設において、就労（授産）会計基準に基づいた会計処理を行った上で、工賃を支払っているか。</p> <p>(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  (2) 障害児施設においては、入所者の実態把握が適切になされているか。（定員と現員との開差）</p> <p>(1) 消火訓練及び避難訓練は消防機関に消防計画を届出のうえ、障害児施設においては、避難訓練及び消火訓練が月1回以上実施され、そのうち夜間又は夜間を想定した訓練も実施されているか。  (2) 障害児入所施設においては、無断外出等危険防止の配慮がなされているか。</p> <p>(1) 施設の専門的機能を地域に還元するよう努めているか。（リハビリ、介護技術等）  (2) 地域で実施されている在宅障害者等福祉サービスに積極的な協力が行われているか。  （デイサービス事業、短期入所事業、ホームヘルプ事業等）</p> <p>(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。  ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。  また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。  イ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを心得て策定され、かつその実践に努めているか。  ウ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。  (2) 身体的拘束等禁止への取組みは適切に行われているか。  ア 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはいないか。  イ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  (3) 障害者支援施設において利用者支援が適切に行われているか。  ア 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援を適切に行っているか。  イ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p>

主 眼 項 目	着 眼 点
5 自立、自活等への支援援助	<p>(4) 障害児施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 基本的生活習慣の自立に向けた取組みがなされているか。</li> <li>イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。</li> <li>ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。</li> <li>エ 発達心理学的処遇は、適切に行われているか。</li> <li>オ おこづかい等の用途について、適切な指導が行われているか。</li> <li>カ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など）</li> <li>キ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</li> </ul> <p>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 障害者支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措置を講じているか。</li> <li>イ 生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。また、就労継続支援B型においては「工賃向上計画」を作成しているか。</li> <li>ウ 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保しているか。</li> <li>エ 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援するとともに、関係機関と連携して利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</li> <li>オ 就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</li> </ul> <p>(2) 障害児施設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</li> </ul>
6 業務継続計画の策定等	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続して行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。</p> <p>(2) 職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p><b>【保護施設関係】</b></p> <p>1 適切な入所者処遇の確保（生活者としての入所者処遇の充実）</p> <p>2 自立、自活等への援助</p> <p>3 業務継続計画の策定等</p>	<p>機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。 入所者個々の身体状況等を考慮し、施設種別毎の特性に応じた自立・自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 救護施設関係  ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練や作業は、入所者の状況に即した自立支援のための計画が作成され適切に実施されているか。  イ 施設からの退所が可能な者について、保護の実施機関と調整の上、他法他施設の活用が検討されているか。  ウ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</p> <p>(2) 授産施設関係  ア 利用者ごとの自立支援のための計画と実施方法を組織的に検討し、適切に実施されているか。  イ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。  ウ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。  また、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。  エ 利用者の作業記録が適正に記録されているか。  オ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。  カ 工賃の支払は適正に行われているか。</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続して行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。</p> <p>(2) 職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p><b>【児童施設関係】</b></p> <p>1 法人及び施設の適正な運営管理の確保 (会計経理)</p> <p>(施設の運営管理)</p> <p>2 児童の安全確保</p> <p>3 防災対策の充実</p> <p>4 入所児童等の処遇状況</p>	<p>(1) 会計処理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。</p> <p>(1) 児童施設においては、入所者の実態把握が適切になされているか。(定員と現員との開差)</p> <p>(1) 道が策定した点検項目(平成13年6月22日付け地福第341号通知)に基づいて、現状を点検し、問題点を把握した上で、児童の安全確保に努めているか。</p> <p>(1) 消火訓練及び避難訓練は消防機関に消防計画を届出のうえ、児童施設及び保育所においては、避難訓練及び消火訓練が月1回以上実施され、そのうち夜間又は夜間を想定した訓練も実施されているか。</p> <p>[入所施設]</p> <p>(1) 処遇計画の設定及び実施状況は適切か。 ア 児童等の個別特性に対応した自立支援計画が策定され適切な処遇が行われているか。 イ 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助がおこなわれているか。 ウ 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか</p> <p>(2) 懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)防止に向けての取り組みが行われているか。</p> <p>(3) 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</p> <p>(4) 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。</p> <p>(5) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。</p> <p>(6) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じて児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。</p> <p>[共通事項]</p> <p>(1) 健康診断の実施、結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</p> <p>(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</p> <p>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。</p> <p>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(8) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</p>